

高圧ガス保安法

消防法

高圧ガスを製造し、製造設備等を設置する場合

(高圧ガスの製造等の事業に対する許可  
+ 施設等の変更の許可)

高圧ガスの製造の許可

高圧ガスの製造には、都道府県知事の許可が必要。  
(法第5条第1項)

製造施設等の変更の許可

製造施設等を変更しようとするときは、都道府県知事の  
許可が必要。(法第14条第1項)

完成検査

工事を完了したときは、次のいずれかの者が実施する完  
成検査を受ける必要。(法第20条、③は変更の工事に限  
る。)

- ①都道府県知事
- ②指定完成検査機関又は高圧ガス保安協会
- ③自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる  
者として経済産業大臣の認定を受けている者(認定完成  
検査実施者)

一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設  
を設置する場合

(危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設に対する許可)

施設の設置の許可

施設の設置には、市町村長等の許可が必要。(法第11  
条第1項)

施設の変更の許可

施設の位置、構造等を変更しようとするときは、市町村等  
の許可が必要。(法第11条第1項)

完成検査等

(完成検査)  
工事を完了したときは、市町村長等による完成検査を受  
ける必要。(法第11条第5項)  
変更工事に係る完成検査では、市町村長等は、認定事  
業所の自主検査結果を用いて検査を行うことができる。

(完成検査前検査)  
液体危険物タンクに係る工事を完了したときは、市町村  
長等による完成検査前検査を受ける必要(法第11条の2  
第1項)  
変更に係るタンクの工事では、市町村長等は、認定事業  
所の自主検査結果を用いて検査を行うことができる。

# 事業所の審査項目の比較(概要)

## 高圧ガス保安法

(特徴:事業者の事業に対する許可)

## 消防法

(特徴:危険物を貯蔵し、取り扱う施設(ハード面)に対する許可)

### 認定完成検査実施者の審査項目

### 認定完成検査実施者の審査項目

#### ①本社の体制について

- ◆保安に係る基本姿勢
- ◆保安管理

#### ①事業所等の保安体制

- ◆本社における保安体制
  - ・基本姿勢
  - ・保安管理

#### ②事業所の体制について

- ◆総則
- ◆保安管理システムに係る一般的要求事項
- ◆計画
- ◆実施及び運用
- ◆評価及び監査
- ◆是正及び見直し

#### ◆事業所における保安体制

- ・基本姿勢
- ・組織
- ・教育訓練
- ・事故対策等
- ・工事管理

#### ③認定完成検査の体制について

- ◆認定完成検査組織
- ◆認定完成検査業務
- ◆認定完成検査の検査管理

#### ②自主検査体制

- ◆自主検査組織
- ◆自主検査業務
  - ・マニュアル
  - ・検査記録

#### ③事業所の保安実績

- ◆事故の状況
  - ・事故時の対応
  - ・事故原因
  - ・事故後の改善状況
- ◆立入検査時の指摘状況
  - ・指摘内容
  - ・改善状況
- ◆完成検査及び完成検査前検査の際の指摘状況
  - ・指摘内容
  - ・改善状況